

知って得する!

法律コラム



弁護士 辻悠祐

SNSで安易な憶測投稿はやめましょう!
憶測投稿の法的リスク

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。

こちらから企業法務サイトが
ご覧になれます。

1 はじめに

よつば総合法律事務所の弁護士の辻悠祐です。

芸能人や企業の不祥事の問題が起こると、インターネットやSNSで憶測投稿がなされるケースが多いです。たとえば、次のような投稿です。

<芸能人のスキャンダルに関するSNSの投稿>

- ・Aさんは、被害者Xに誘惑されて罠にひっかかった
- ・被害者Xは守秘義務条項に違反しており契約違反がある

<企業の不祥事に関するSNSの投稿>

- ・あの会社は〇をしてお客さんを騙していたに違いない
- ・社長が部下にセクハラやパワハラをするような会社

2 憶測投稿の法的問題

憶測投稿者の大半は週刊誌の情報、ニュースの情報、SNSやインターネット上の情報をもとに憶測投稿していることが多いです。

このような憶測投稿は民事・刑事の両面で法的問題があります。

(1) 名誉毀損

インターネット上で憶測投稿をすることは対象者の名誉を毀損するケースがあります。

たとえば、「Aさんは、被害者Xに誘惑されて罠にひっかかった」という投稿は、被害者Xがそのような誘惑をする人物であると投稿するものであり、Xの社会的評価を低下させる内容です。そのため、名誉毀損に該当する可能性があります。

報道の内容、インターネット上で拡散されている情報、ソーシャルメディアで拡散されている情報はどこまでが真実なのか不明な情報が多いため、憶測投稿を正当化する理由になりません。

名誉毀損に該当する場合は、民事上は損害賠償請求責任が発生します。また、刑事上は名誉毀損罪が成立する可能性があります。

(2) 名誉感情侵害・侮辱罪

被害者を侮辱して自尊心を傷つけるような投稿は、名誉感情の侵害として違法となる可能性があります。たとえば、被害者に非があることを前提に侮

辱する投稿を行うケースは違法となる可能性が高いです。

名誉感情の侵害は事実を具体的に挙げているかどうかは問いません。たとえば、「ブス」や「頭悪い」と相手を侮辱するような発言も対象となります。

名誉感情を侵害する投稿を行うと、民事上は損害賠償責任が発生します。刑事上は、投稿内容によっては侮辱罪が成立する可能性があります。

(3) プライバシー侵害

被害者等を憶測投稿することはプライバシーの侵害となる可能性があります。

他人に知られたくない私生活上の事実又は情報はプライバシーとして保護されます。ここでいう私生活上の事実又は情報とは、真実だけに限りません。私生活上の事実と受け止められる可能性があるような情報もプライバシーの保護の対象となります。

つまり、憶測投稿の内容が当たっているかどうかにかかわらず、内容によってはプライバシーの侵害として違法と可能性があります。

プライバシーを侵害するような憶測投稿を行うと、民事上は損害賠償責任が発生します。

3 投稿者に対する被害者の法的措置について

プライバシー侵害、名誉毀損、名誉感情の侵害などで投稿が違法となった場合、投稿の対象者は次のようなアクションを起こすことができます。

- ① 問題の投稿の削除請求を行う
- ② 投稿者を特定して損害賠償請求を行う
- ③ 誹謗中傷が悪質で名誉毀損罪や侮辱罪など犯罪類型に該当する場合は刑事告訴を行う

つまり、民事・刑事両面で投稿者を責任追及できる可能性があります。

4 まとめ

最近では芸能人・企業の不祥事を巡る報道が多いですが、安易な憶測投稿は法的に問題となる可能性があります。

安易な憶測投稿はプライバシー侵害、名誉毀損、名誉感情の侵害の可能性があり、民事上の責任が発生します。また、刑事上の責任が発生する可能性もあります。安易な憶測投稿をしないように注意をしましょう。